

第9 意見

1 令和2年度予算

第3次総合計画（以下「3次総」という。）のまちづくりの目標である「世界に輝く静岡」を実現するためには、公共投資を呼び水として経済の活性化を図り、5大構想や人口活力の維持対策などの事業を強力かつ円滑に推進する必要があることから、令和2年度当初予算は、財政規律を堅持しながら、3次総後期実施計画を更に推進するとともに、SDGsの中長期的な視点を活用し、持続可能な都市経営・行財政運営の実現を目指し、①「世界に輝く静岡」の実現に向け、3次総の更なる推進、②政策形成能力の向上と情報発信力の強化のための局裁量予算の導入、③「第3次行財政改革後期実施計画」の確実な実施、④アセットマネジメントアクションプラン（第1次）の着実な推進、⑤国の交付金や有利な市債の積極的な活用、⑥市債残高の適正管理を基本方針として予算編成を行っていた。

また、《歴史文化の拠点づくり》、《海洋文化の拠点づくり》、《教育文化の拠点づくり》、《「健康長寿のまち」の推進》、《「まちは劇場」の推進》の〈5大構想〉をSDGsの視点を踏まえながら実現するための取組や、地域に活力をもたらす「定住人口」と「交流人口」の拡大を実現するための取組に係る予算などにより、令和2年度一般会計当初予算の規模は3,253億円となった。

その後の補正予算では、「新型コロナウイルス感染症対策」としてエール静岡事業者応援金事業、学習用情報端末整備事業及び新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業、「教育環境の充実」として小中学校校舎トイレリフレッシュ事業、「社会基盤整備」として道路新設改良事業に要する経費などを計上していた。

この結果、令和元年度から令和2年度に繰り越された予算も含めた令和2年度一般会計予算の最終規模は4,398億5,244万円となり、一般会計と特別会計を合わせた予算規模は6,699億3,335万円となった。

2 令和2年度決算

令和2年度における一般会計に特別会計を加えた歳入の総計決算額は6,367億3,923万円で、前年度に比べ847億3,833万円(15.4%)増加していた。また、歳出の総計決算額は6,249億6,460万円で、前年度に比べ831億6,360万円(15.3%)増加していた。

一般会計及び特別会計の決算状況並びにその評価と執行状況に係る審査結果は、次のとおりである。

(1) 一般会計の決算状況

ア 収支状況

一般会計の令和2年度決算について、歳入の決算額は4,113億5,083万円、歳出の決算額は4,031億5,100万円となっていた。前年度と比較すると、歳入は879億9,320万円(27.2%)、歳出は877億5,939万円(27.8%)、それぞれ増加していた。

前年度と比較すると、歳入においては、国庫支出金が839億7,604万円、県支出金が29億1,376万円、地方消費税交付金が28億4,360万円、それぞれ増加していた一方、市税が28億4,360万円、繰入金が10億8,569万円、それぞれ減少していた。

なお、市税については、前年度と比較すると、法人市民税が法人収益の減少や法人税割の税率引下げ(国税化)に加え、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う徴収猶予の影響により30億6,502万円減少し、固定資産税が土地価格の下落や新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う徴収猶予による減はあったものの家屋の新增築による増により3億1,735万円増加するなどして、市税全体では28億4,360万円減少していた。

また、不納欠損額は2億3,838万円で、前年度と比べ1,280万円(5.7%)増加していた。収入未済額は27億4,353万円で、前年度と比べ5億9,292万円(27.6%)増加していた。

【14頁 (1)決算の総括 ア決算概要、18~32頁 (2)歳入の概要】

歳出においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連事業による特別定額給付金の給付などにより民生費が748億1,996万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業などにより商工費が57億1,408万円、それぞれ増加していた一方、定年退職者の減に伴う退職手当支給額の減少などにより総務費が15億7,361万円減少していた。

【33~49頁 (3)歳出の概要】

これらの結果、歳入歳出の差引額から翌年度への繰越財源を除いた一般会計の実質収支額は、52億9,175万円となり、前年度に比べ2億381万円(4.0%)増加していた。

【17頁 (1)決算の総括 エ決算収支の状況】

イ 性質別決算状況

一般会計の歳入における財源別構成比率は、自主財源が40.9%、依存財源が59.1%となっていた。その内訳は市税、使用料及び手数料、繰越金などの自主財源が前年度に比べ45億6,598万円(2.6%)減少し、国庫支出金、市債、地方交付税などの依存財源が925億5,918万円(61.4%)増加していた。

【18頁 (2)歳入の概要 ア財源別決算状況】

一方、歳出における性質別構成比率では、義務的経費が45.9%、投資的経費が11.7%、その他の経費が42.4%となっていた。

義務的経費については、前年度に比べ32億1,630万円(1.8%)増加していた。その内訳は、扶助費が30億3,531万円(4.3%)、人件費が1億849万円(0.1%)、公債費が7,249万円(0.2%)、それぞれ増加していた。

投資的経費については、前年度に比べ66億5,486万円(16.4%)増加していた。その内訳は、普通建設事業費が62億8,874万円(16.0%)、災害復旧事業費が3億6,611万円(26.5%)、それぞれ増加していた。

その他の経費については、補助費等の増などにより前年度に比べ778億8,822万円(83.7%)増加していた。

【33頁 (3)歳出の概要 ア性質別構成】

(2) 特別会計の決算状況

特別会計全体の令和2年度決算について、歳入の決算額は2,253億8,840万円、歳出の決算額は2,218億1,360万円となっていた。前年度と比較すると、歳入においては32億5,486万円(1.4%)減少し、歳出においては45億9,578万円(2.0%)減少していた。歳入歳出の差引額から翌年度への繰越財源を除いた実質収支額は35億7,480万円の黒字で、前年度に比べ13億4,091万円(60.0%)増加していた。

特別会計全体の不納欠損額は7億2,007万円で、前年度に比べ2億20万円(21.8%)減少していた。収入未済額は27億1,733万円で、前年度に比べ3億6,981万円(12.0%)減少していた。

【50~68頁 3特別会計】

(3) 令和2年度決算の評価

ア 一般会計の歳入・歳出について

歳入については、自主財源の根幹である市税収入は前年度に比べ 28 億 4,360 万円 (2.0%) の減収で、固定資産税が 3 億 1,735 万円の増収となったものの個人市民税が 3,302 万円、法人市民税が 30 億 6,502 万円の減収となった。

収納率向上に向けた積極的な取組により、市税収納率は平成 21 年度の 93.20% から令和元年度の 98.94% まで順調に増加している。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う徴収猶予があったことから 98.44% となり、前年度よりも 0.50 ポイントの減となったが、この影響を補正すると前年度の数値を上回る (99.00%) 状況となっているとのことであった。収納率の向上は、機能別役割分担の設定、その機能分担に応じた行動計画を包括した滞納整理スケジュールの策定、実施など、日々の地道な努力の賜物であり、評価すべき実績であるため、引き続き収納率向上に向けた取組を進めることを望むものである。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響で徴収猶予した債権の徴収が課題となってくるが、相手の状況に応じた的確な対応により、その確保に努めることが望まれる。

また、納付方法のキャッシュレス化への対応については、手数料の増加や、契約時の事務手続の増加等の課題はあるものの、首都圏からの移住者増に向けた本市の取組との整合も考慮し、課題解決に向けた積極的な取組を望むものである。

歳出については、扶助費が前年度と比較して 30 億 3,531 万円 (4.3%) 増加しており、下表のとおり、平成 28 年度と比較して 104 億円の増となっている。扶助費については、我が国の少子高齢化の進行の状況や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえれば、今後も増加傾向が続くことが想定されるため、その動向を注視した財政運営を行っていく必要がある。

また、前年度と比較して、特別定額給付金給付事業費の増加などにより補助費等が 739 億 380 万円 (340.0%)、小中学校教育機器設置費の増加などにより物件費が 15 億 1,900 万円 (4.4%)、それぞれ増加した。補助費等は新型コロナウイルス感染症の影響により先が見通せないものの、一般的に経常的な支出とされるこれらの経費の状況についても、留意する必要がある。

扶助費の推移 (単位：千円)

年 度	決算額	前年度比較増減額
令和 2 年度	73,330,936	3,035,319
令和元年度	70,295,617	4,684,917
平成 30 年度	65,610,700	1,051,679
平成 29 年度	64,559,021	1,643,784
平成 28 年度	62,915,237	—

イ 市債の管理について

市債の令和 2 年度末残高は、一般会計と特別会計を合わせ、4,885 億 1,907 万円（市民 1 人当たり 70.5 万円）で、前年度に比べ 82 億 211 万円（1.7%）増加していた。

本年度一括償還の時期を迎える市債の借換えを抑制したものの、小中学校のエアコン導入や I C T 整備などにより、令和 2 年度末の臨時財政対策債を除く市債残高は前年度と比較して 15 億円（0.6%）増加していた。市債の発行は世代間の負担の公平化の観点からも必要なものであるが、義務的経費である公債費の増加につながることから、発行の抑制に努めるとともに、発行に当たっては交付税措置の手厚い市債を選択するよう努める必要がある。

市債管理基金については、運用方法によって得られる利益に大きな差が生じることから、長期、短期の運用可能額を的確に把握し引き続き効率的な運用に努められたい。

ウ 実質収支について

令和 2 年度一般会計の実質収支額は 52 億 9,175 万円で、前年度に比べ 2 億 381 万円増加していた。

一般会計 実質収支、単年度収支の推移 (単位：千円)

年 度	実質収支	単年度収支
令和 2 年度	5,291,751	203,814
令和元年度	5,087,937	△233,458
平成 30 年度	5,321,395	769,499
平成 29 年度	4,551,896	1,157,108
平成 28 年度	3,394,788	△812,568

エ 経常収支比率について

令和2年度の経常収支比率は、分母となる経常的に収入される一般財源が、税制改正に伴う地方消費税交付金や法人事業税交付金の増などにより増加した一方で、分子となる経常的な経費に要する一般財源が、退職手当等の減などにより減少した結果、前年度と比べ0.1ポイント改善して94.6%となっており、政令指定都市の中では低い数値となっているものの硬直化の傾向が強まっている。経常収支比率が高くなると財政の硬直化が進み、新たな財政需要への対応が困難となるが、今回の新型コロナウイルス感染症への対策のような想定されていない事態に対し、迅速に対応するためにも、同数値の抑制に向けた財政運営に努めることが求められている。

経常収支比率の推移

(単位：%)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常収支比率	93.8	94.0	92.6	94.7	94.6

オ 各種計画について

3次総後期実施計画、第3次行財政改革後期実施計画及び第2次職員適正配置計画の令和2年度末時点での取組内容について確認を行った。

(ア) 3次総後期実施計画

5大構想を主軸とした上で、SDGsの視点を組み込み、実施していくことを明記し、令和元年度から開始された3次総後期実施計画について、令和2年度の実施状況を確認したところ、SDGs市民認知度については66%となり、目標としていた50%を達成していた。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会情勢の変化を踏まえ、2つのLife（「いのち」と「くらし」）の両立を最優先にするとともに、「新たな日常」に対応した取組を登載するなど見直しを実施し、市民の安心・安全の確保と社会経済活動の両立を図ることができたとのことであった。

見直しの中では、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在り方が大きく変容したことに伴い、5大構想の3つの大規模事業である歴史文化施設、海洋文化施設、新清水庁舎について一時停止を行っていた。このうち歴史文化施設については、感染症拡大防止策などの新たな措置を講じたうえで令和2年9月に事業再開を決定したが、海洋文化施設と新清水庁舎については事業内容や実施方法などの見直しを行った上で、今後の方向性を判断していくとのことであった。

両事業についての現状を確認したところ、海洋文化施設については、令和2年度末時点において建設予定地約10,000㎡のうち約8,000㎡が取得済みとなっており、市の財産として登録されている状況であることから、早期の事業再開に向けて民間事業者等の関係者と条件整理を進めているとのことであった。

また、新清水庁舎については、「静岡市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例」を令和元年10月17日に公布し、令和5年10月16日までに条例を施行して新清水庁舎の供用を開始することになっているが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル化の急速な進展に伴う行政サービスの在り方の変化や感染症への対策等を踏まえた「新しい庁舎の在り方」について調査研究を進めているとのことであった。

この2つの事業は海洋文化の拠点づくりの要であり、また事業規模も大きいことから、今後の社会経済情勢や本市財政状況を見据えた慎重な判断をする必要がある点は理解できるものの、調査研究・検討を行うことができる期間は限られていることは明らかである。その期限を意識し、スピード感を持って対応するとともに、市民の合意を得るためにも適切な情報発信に努める必要がある。

(イ) 第3次行財政改革後期実施計画

第3次行財政改革後期実施計画は、第3次行財政改革推進大綱の基本理念である「豊かな地域社会を実現するための最適な行財政運営」を実現するため、3つの基本方針と9つの改革の方向に基づき実施されているところである。また、この計画では、行財政改革の取組状況が静岡市行財政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に報告・説明され、これを受けた行革審が市長に意見・提言をする体制がとられている。

本件の審査では、まず本市における行財政改革への取組状況を審査したところ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新たな取組を追加するなど社会情勢や市民ニーズ等の変化を捉えた取組をしていることを確認した。一方、令和2年度中の行革審の活動内容を確認したところ、昨年4月から委員の委嘱が行われておらず、空白期間が生じている実態が明らかとなった。前年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などで、社会情勢や市民ニーズ等の変化をつかみにくく、行革の進め方について決定できなかったことから、委員の委嘱ができなかったとの説明であったが、行革審は、静岡市附属機関設置条例に基づいて、市の行財政の改善合理化について調査審議し、又は市長に意見を述べることを目的に設置される附属機関であり、これが機能し

ない空白の期間が生じることは適当ではない。

行財政改革の推進には、質の高い行政運営を進めることのほか、5大構想を下支えするためのスクラップアンドビルドを進めることも必要となり、両者のバランスを適正に保ちながら進めていくことが求められる。本市の行財政改革への取組がPDCAサイクルに従って評価され、更に行財政改革を推進していくためにも、早期に審議会の委員を委嘱するよう努めることが望まれる。

(ウ) 第2次職員適正配置計画

第2次職員適正配置計画は、貴重な経営資源である職員を最大限有効に活用し、持続可能な行政運営を図ることを目的として策定された計画であり、計画期間（令和元年度から令和4年度までの4年度間）内に正規職員41人の減員を目標に掲げるものである。この計画では、基本的な考え方として、新たな行政需要等に対応する人員の確保や働き方改革・ICTの活用による効率性と生産性の向上などを掲げていることから、本件の審査では、令和2年度に生じた新たな行政需要の典型である新型コロナウイルス感染症対策がこの計画に及ぼした影響を中心に確認した。その結果、ワクチン接種対応業務は庁内の配置調整や応援職員の活用などにより対応できていることから目標や計画見直しは検討していないとする見解のほか、新型コロナウイルス感染症対応要員として追加配置した19人に相当する人員は、コロナ収束後には減員することが可能との見解が示されたところである。

本件の審査では新型コロナウイルス感染症対策を引き合いに、行政需要の変化への対応状況を確認したが、計画の基本的な考え方である新たな行政需要や働き方改革への対応に鑑みれば、デジタル化の推進などの新規事業への対応のほか全庁的な働き方改革に資する取組が求められる。

デジタル化の推進等については、そのために人員を増員したことが確認できた。働き方改革への対応については、職員の適正配置を行う中で、例えば行財政改革（業務の効率化や見直しによる新たな人員の確保等）、内部統制（事故対応時間の削減等）、人材育成等働き方改革に資する取組を有機的に結び付け、全庁的に取り組む必要がある。

行財政改革の一環としての定員管理を踏まえた運営は重要であり、この19人分の削減に伴う行革効果が期待されることも理解できるが、将来の静岡市役所の在り方をしっかりと見据え、削減だけにとらわれることのない職員の有効活用に立脚した計画の進捗管理を行うことを望むものである。

3 令和2年度予算の執行状況等

令和2年度予算の執行状況等については、以下の点に着眼して指定テーマを選定し、確認を行った。

- (1) 令和2年度の主要事業
- (2) 特別会計 農業集落排水事業会計

(1) 令和2年度の主要事業

- ・ 防災情報共有システム整備事業（災害情報共有システム）

この事業は、災害時の情報を迅速かつ一元的に収集・管理するとともに、各種システムとの連携の下で円滑な情報発信をし、災害対応業務の効率化を図ることを目的として防災情報共有システム（災害情報共有システム）を整備するものである。令和2年4月にこのシステムの構築に着手し、各防災訓練での試験運用を踏まえた一部改良などを経て、令和3年4月1日から正式運用をしている。

このような状況を踏まえ、本システムの正式運用を控えた令和2年度に行われた準備の状況などの取組を対象に審査を実施したところ、総合防災訓練の参加者や地区支部構成員などの一部職員を対象とした訓練は実施されていたものの、全職員を対象とする操作研修・訓練は令和2年度中には実施されていない実態が明らかになった。

たとえ優れたシステムを構築しても運用を担う職員に操作方法などが浸透していなければ、本来の機能の発揮が期待できず、誤操作・誤入力とそれに伴う対応の誤りを招いてしまうおそれがある。システムの運用を開始する令和3年4月までに全職員を対象とした操作研修・訓練が行われていなかったことを重く受け止めるべきである。

危機管理総室は、研修の遅延について、新型コロナウイルス感染症の影響などを理由として挙げつつも、現状に課題があるとする認識を示し、令和3年度中の早期に研修を実施する意向を示した。いつ発生するのかが分からない災害を対象とする本件システムの運用に空白を作ってはならず、一刻も早く職員への浸透を図る必要がある。

令和3年度の組織機構改正の際、危機管理総室は、危機発生時における各局統制機能を強化することなどを理由に、市長直轄の組織として位置付けられた。新体制の下、地区支部員や自主防災組織のメンバー、避難する市民等の現場目線での事業運営を行い、全市一丸となってスピード感をもった対応ができる環境が整えられることに期待する。

・ 子どもの貧困対策の推進

近年、大きな課題として認識されている子どもの貧困問題に対応すべく、国は令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を一部改正し、子どもの貧困対策は子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、また、令和元年11月の「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しにより、「子どもやその親に障害があったり、外国籍であることなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意する」ことなどが明記されることとなった。

本市では、「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の中で、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえた「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、未来に希望をもって成長できる社会を実現するための施策を展開してきている。

そのような中、審査で確認した令和2年度の子ども未来局における取組として、適応指導教室での不登校の状態にある児童生徒に対する学校生活への自発的な復帰等に向けた支援、生活困窮世帯等の子どもを対象とした学習支援や生活支援等を実施し、安心して過ごせる居場所の確保、自己肯定感の醸成や高校への進学などを見据えた事業を行っていた。コロナ禍において自宅で過ごす時間が増えた子どもたちへの影響が懸念されたが、これら事業は若干の日数短縮等はあったものの、感染予防対策を行いながら継続して実施されているとのことであった。

また、令和2年度は、適応指導教室利用者全員が高校へ進学できたとのことであり、事業に対する一定の成果が確認されている。将来の貧困予防の観点から、生活困窮世帯等の子どもたちの高校進学に向けた支援は重要であり、これに加えて中退を防止するための支援や、中退を余儀なくされた子どもへのサポートなど、高校進学後の継続した支援にも注力していくことを望むものである。一方、適応指導教室については、中学生の利用が多いため小学生の継続した利用につながりにくいことを課題に挙げているが、不登校に関しては小学校低学年から適切に対応していく必要があることから、青少年育成課が今後の方針で示したように、小学生、中学生それぞれを対象とした教室運営を検討し、実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、貧困家庭の増加・深刻化が懸念されるが、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、必要な支援につなげていくことが重要であるため、子ども未来局を中心に、教育委員会、保健福祉長寿局、経済局等の関係部局が連携を強化し、取り組んでいくよう努められたい。

- ・ 海洋産業クラスター創造事業

この事業は、海洋・水産分野における地域発の新事業創設や、既存事業高度化の促進及び新たな企業や研究機関、人材を呼び込む事業環境の構築をすることで、海洋・水産関連産業を本市の主要産業の1つとして育成するため、地域の産学官及び国の研究機関と連携して「静岡市海洋産業クラスター協議会」を設立し、目的の実現に向けて取り組むもので、市はこの協議会に国の地方創生推進交付金を活用して負担金を支出するとともに、事務局機能を担ってきた。令和2年度は交付金交付の最終年度であることから、この事業の実施状況について確認を行ったところ、プロジェクトから商品化が実現した事例もあり、一定の成果が出ていることが確認できた。その一方、一般にプロジェクトの成果は個々の企業等に帰属するため、市として成果のPRの実施が難しい点があることは理解できるが、市として協議会の取組や成果を積極的にアピールしていないことがうかがえた。

今後の方針として令和3年度以降は地元企業の自主的な取組を誘発し、事業の自走化を本格化することであるが、市は、静岡市海洋産業クラスター形成ビジョン（平成29年9月静岡市策定）において、海洋産業関連企業や大学・研究機関等の集積推進のために、本市の魅力を伝える効果的な情報発信をすることを自らの役割と定めていること、また、令和2年度で国の交付金は終了し、令和3年度以降は市の一般財源から負担金を支出することになることから、これまで以上に戦略広報の観点から広報課と連携し、事業の目的・成果等について積極的にアピールしていく方法を検討すべきである。

地道な取組ではあるが、協議会が今後も着実に成果を上げ、将来的には各企業等が会費を負担してでも当協議会を活用し、真に自走化した協議会によりこの事業の目的が果たされることを期待するものである。

- ・ プレミアムフライデー推進事業

令和2年度は新型コロナウイルス感染症が拡大する中、「働き方改革」が注目された。官民連携の下で平成28年度から開始した本事業は、その目的として「市内企業における働き方改革の推進を後押しするとともに、それにより生まれた時間を豊かに過ごすことで、消費喚起にも繋げていく」とし、「働き方改革」が強調されていたことから、今回、確認を行った。

商業労政課は、事業を推進するために、月末金曜日に特化した働き方改革の取組に捉われず、プレミアムフライデープラスの取組をはじめとした柔軟な取組を展開するとともに、民間事業者が独自に行う企画等の情報を発信したり、本事業に積極的な企業の情

報を電車のつり革広告等に活用するなど、取組の横展開を図ってきたことが確認できた。

しかし、プレミアムフライデーが一般的には「月末金曜日に早く帰ること」と認識されてきたことは否めず、この点は商業労政課も課題として認識していることから、この誤解をどのように解き、本来の目的遂行に繋げていけるのかが肝心であると考え。この点に対し、令和3年度からは名称の変更も視野に入れているとのことだが、働き方改革への取組はコロナ禍の中ますます重要なものとなっており、また、趣旨に賛同し協力宣言をしている企業も600社近くあることから、この枠組みを生かし、これら企業と連携するとともに、ウィズコロナ、ポストコロナ時代における人々の働き方や消費行動を的確に捉え、かつ、本事業の目的や趣旨をいかに効率的・効果的に市民に伝えて理解を得るのかに意を用いて事業を推進していくことが求められる。

- ・ 茶産地総合対策事業費助成

農林水産省が令和3年3月に発表した農業算出額の統計によると、令和元年の茶産出額は鹿児島県が首位となり、静岡県は統計史上初めて首位の座を明け渡し、2位となった。そのような中、茶産地総合対策事業費助成では、安定的かつ持続的な茶業経営に向けた基盤づくりのため、様々な支援策を講じている。本市の目指す「日本一の茶どころ」はお茶の生産から消費までを総合的に捉えたものであり、産出額や生産量のみ由来するものではないとのことではあるが、令和2年3月に策定された「第2次静岡市茶どころ日本一計画」においても、計画期間中の茶産出額目標値を30億円としている以上、産出額の回復に向けた取組は重要であることから、生産者等のニーズを的確に把握し効果的な施策の実行が求められている。

本事業のうち、茶産地総合対策事業補助金は予算執行率が98.7%と計画どおりの執行であった一方、茶園集積推進事業補助金の執行率は38.7%であり、前年度から16%低下していた。茶園集積推進事業は第2次静岡市茶どころ日本一計画に位置付けられた事業で、担い手に対する茶園の集積や耕作放棄地の発生防止に有効とのことである。生産者の高齢化、担い手の減少等の問題が深刻化する中、経営規模の拡大と耕作放棄地の発生防止は喫緊の課題であるため、静岡県や関係団体とも連携して当事業を推進する必要があると考える。

また、本市のお茶の主流である「山のお茶」の価値を、消費者に正しく理解してもらうことが重要であり、そのためには生産者、農協、茶商等と連携し、一体となって効果的なPR活動を進めていくことを望むものである。

- ・ 地域交通弱者対策事業費助成

本件の補助は、交通弱者の日常生活を支える移動手段を確保するため、特定の地域内の交通弱者に既存の地域公共交通までの移動手段を無償で提供する事業を実施する団体に対して行われるもので、令和2年度は、駒越、丸子、有度の3地区の団体に対して実施された。事業の運営に係る補助率は、事業開始から3年目までは100%（上限）であるが、4年目以降は75%（上限）に引き下げられることとなっている。

4年目以降に実施団体の自己負担が増額する点を踏まえ、交通政策課が事業の継続性を十分に調査し、検討した上で補助金を交付しているかという観点から審査を実施したところ、同課が団体から提出された事業計画書、事業報告書等により、経理、自主財源の確保、事業実施等の状況を把握し、継続性の可否を検討していることが確認された。団体が地域交通弱者対策事業を安定的に継続していく上で重要なポイントである自己負担分の事業費については、必ずしも当初の計画どおりに確保できるとは限らないことから、交通政策課が団体の財源の状況や繰越金の増減状況等を確認し、事業の継続性についてのチェックを行うとともに、団体に対して適宜助言等の支援をすることのできる体制を構築する必要がある。

本件事業は自らの手で課題を解決しようとする地域団体に対して市が助成を行うというもので、超高齢社会において有効なものと評価できることから、新たに検討している団体を含めて運転手の確保や運行ルートの検討など、各地区が実施するための課題を整理の上、地域への説明・相談体制の強化や各局区との連携などにも積極的に取り組んでいくことが望まれる。

- ・ 特別支援教育の推進

本市は、特別支援教育を複数の事業により推進しているが、本件の審査ではこれらのうち、自閉症・情緒障害学級の学習指導の充実、特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制づくり、特別支援教育支援員の配置、小中学校看護師の配置について確認した。

まず、自閉症・情緒障害学級の学習指導の充実については、自閉症や情緒障害を有する子どもには、知的の発達に課題がないことから、複数学年の子どもに対し1人の教師が同時に授業を行うことの難しさがかねてより指摘されてきたところである。事業の実施状況を確認したところ、令和2年度には、7人以上かつ4学年以上の児童が在籍する学級に非常勤講師を追加配置し、担任と分担して授業を行ったとのことであり、これにより、学習面、生活面での効果が確認されたとの説明があった。本市においては、中山

間地域の学校の複式学級に対して非常勤講師を追加配置し、担任と分担して学年ごとの授業を行うことで複式状態を解消している。この事業は、自閉症・情緒障害学級の子どもたちにとっての複式解消ともいえるべきものであることから、子どもたちが学年に応じた授業を受けることができる体制の構築に向け引き続き取り組むことが求められる。

また、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の配置は、特別の支援を必要とする子どもたちだけでなく、学校全体の学習面、生活面での効果が認められるとのものであるので、配置の拡充、スキルアップに向けて、関係部局との連携の下で取り組むことが望まれる。

さらに、小中学校看護師は医療的ケアを必要とする子どもが在籍する学校に配置されるものであるが、市内における他の機関との雇用条件の差が看護師の確保を難しくしているとの説明があった。県や市においては、一定の基準に基づいて賃金や福利厚生等の雇用条件を決定しているため、本年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」も施行されることを踏まえ、欠員となった要因を的確に把握した上で、早急に対応策を検討する必要がある。

特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の強化は、SDGsの目指す共生社会実現の観点からも重要な施策であることから、引き続き子どもや家庭へ寄り添う施策として対応していくことを望むものである。

(2) 特別会計 農業集落排水事業会計

農業集落排水事業の運営に係る経理は、現在、特別会計を設置して行われているが、農地整備課の説明によれば、令和6年度以降、平成31年1月25日付総務大臣通知「公営企業会計の適用の更なる推進について」を参酌して地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により財務規定等を適用する体制に移行するということがあった。そのためには、令和6年度の予算編成作業がスタートする令和5年秋までに移行後の執行体制等を決定しておかなければならない。また、法適用化に当たっては、将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が要請される場所であるが、これについては令和3年3月に「静岡市農業集落排水事業経営戦略」を策定していることを確認した。

類似の事例として、令和2年度から地方公営企業法を適用した簡易水道事業会計が挙げられるが、当該事業の令和2年度決算審査及び経営健全化審査の過程において、企業会計方式による経理体制に移行した初年度で組織としての実務経験が蓄積されていなかったことや、関係部局との事前協議が不十分であったことなどに起因するものと推察

される経理上及び経営上の課題が明らかになったところであり、農業集落排水事業会計においても留意されるべき事柄である。

農地整備課からは、移行に向けた作業は順調に進んでいるとの説明であったが、地方公営企業法の全部適用、一部適用のいずれの方法を選択しても、移行に当たり、農地整備課が必要と考えている下水道部との協議は進んでいないものと受け取れた。

移行後の事務処理体制の決定及び決定した体制の整備は、最も重要な準備作業の1つであるので、検討する上で必要な資料等を整理した上で、早急に関係部局との協議を進めるよう努められたい。

また、経理の専門知識を有する職員を十分に確保することが難しい点や構造的な収支不足であることなど、簡易水道事業会計と共通の課題を抱えていることが推察されることから、企業会計方式による経理を長年行っている上下水道局などからの助言や、財政局をはじめとする関係部局との協議が円滑かつ十分に行われ、遺漏のない体制移行がなされるよう、市を挙げてバックアップしていくことを強く望むものである。

農業集落排水施設使用料収入は事業費の15%程度であり、一般会計からの繰入りに頼らざるを得ない事業であるが、中山間地域に暮らす人たちの快適な生活環境の確保にとって、なくてはならない施設である。

そのため、地方公営企業移行に当たっても、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則の中の「その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」に沿った運営が求められる施設ではあるが、一般会計からの繰入れを少しでも減少させるよう努める必要があることから、使用料収納率の向上や未接続世帯の接続促進、施設の維持管理の効率化等に積極的に取り組んでいかなければならない。特に、使用料収納率の向上については、一律な対応を行うのではなく、滞納理由の分析、整理を行い、その理由に合わせた対応策を検討していく必要がある。

4 総括

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、本市における令和2年度の財政運営も異例の対応を余儀なくされることとなった。新型コロナウイルス感染症への対策に要する経費が増大する一方、納税が困難となった個人、法人に対する徴収猶予等に伴い市税が減収となる中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする国県支出金の活用や、通常時には実施していない行財政改革推進債等を活用した資金調達を行うとともに、3次総後期実施計画に定めた事務事業の見直しや第3次行財政改革後期実施計画による経費削減に努めることにより財源を確保していた。この結果、令和2年度決算では一般会計において53億円余の実質収支を計上するとともに、基金残高が期中において1億円余まで減少した財政調整基金についても令和元年度末残高とほぼ同額となる86億円余（一般会計ベース）まで回復した。臨時財政対策債を除いた市債残高は前年度末から15億円余の増となったものの、第3次行財政改革後期実施計画に掲げた目標値である2,900億円を下回っている状況であり、近年悪化傾向が見られていた経常収支比率も前年度と比べ0.1ポイント改善して94.6%となるなど、悪化する社会経済情勢を踏まえた難しい対応が迫られた中でも、本市における財政状況の健全性は一定程度保たれていると評価できる。しかし、新型コロナウイルス感染症は、その影響が長期化することは避けられない中、今後も市政運営に大きな影響を及ぼすことが想定される。2つのLife（「いのち」と「くらし」）の両立を図るため、事務事業の見直しと財源対策は不可避であることから、引き続き各局が総力を挙げてこの難局を乗り切っていくことが望まれるところである。

令和2年度の予算執行状況については、市の根幹をなす各種計画が新型コロナウイルス感染症の影響をどこまで組み込むことができたのかを確認した上で、市の主要事業の中から抽出して確認を行った。また、特別会計からは地方公営企業会計への移行を見据え、農業集落排水事業会計を取り上げた。これらはおおむね適正に執行されていることが確認できたが、その上で、令和2年度定期監査において「戦略広報の更なる推進について」の観点から提言をしたことに関連して、同年度の決算審査においても気付いた点について意見を述べる。

まず、令和3年3月に計画の見直しを行った3次総後期実施計画の中で、事業執行を一時停止した2つの大規模事業は、その進捗状況に対して市民の関心も高いことから、適時適切なタイミングで情報発信を行うことが効果的であると考えられる。

次に、海洋産業クラスター創造事業は、市以外の企業・団体等を巻き込み幅広く施策を展開することを目的に、市とは別の事業主体に対し市が負担金を拠出することで事業を下支えする役割を担っている。市が直接事業を実施していないため、得られた成果や取組内

容を直接PRすることが難しいものの、事業に対する目的があり、それを果たすために負担金を支出している以上、市民理解を得るための効果的な情報発信の観点から、実施可能なPR手法を考える必要がある。

また、補助金の交付により政策目的を果たそうとする地域交通弱者対策事業費助成及び茶産地総合対策事業費助成と、コロナ禍の中だからこそ必要性は高まっている施策であると考えられる子どもの貧困対策の推進について、これら事業に共通する点として「そこにあるニーズを的確に捉える」ことが上げられる。今求められている支援策はどのようなものなのかというニーズの把握と、必要としている人を掘り起こすというニーズの把握という2つの意味において、ターゲットを定めて事業を伝える工夫をこれからも継続することが肝要である。

広報には対外的広報と組織内広報があるが、ターゲットを絞って必要なアプローチを行う戦略広報の概念は、組織内広報にも合致するものとする。防災情報共有システム整備事業（災害情報共有システム）は、組織として伝える必要がある情報が、ターゲットとなる市職員に伝わっていない現状がうかがわれた。市内部での円滑な情報共有が行われない場合、その不利益は結果として市民の不利益となることを意識するべきである。

審査を行った中で得た心証は上記のとおりであるが、令和2年度定期監査に添えた提言の中でも述べたとおり、情報発信の重要性についての市職員の意識は確実に上がってきていることから、更に歩を進め、「伝わる広報」を意識した取組を今後も継続していくことを期待する。